

獨協大学長 殿

学外研修報告書

私は、学外研修員として出張しておりましたが、このたび研修を終えて帰任いたしました。つきましては、次のとおりご報告申し上げます。

報告日	2022年 6月 11日	所属	法学部 法律学科
職名	教授	氏名	張 睿暎 
研修種別	1. 海外 2. 国内	研修種類	1. 長期 2. 短期
研修期間	2021年 3月 31日 ~ 2022年 3月 31日		
学外における主な研修機関および訪問先  University of Trieste (トリエステ・イタリア)			
出張目的または研究題目  クリエイターへの正当な対価還元のための「情報透明性」に関する比較法的研究			
資格	1. 2020年度獨協大学学外研修員(派遣) 2. 本学承認の学外研修員(自費等) 3. その他( )		
大学から支給された費用(要清算書類)・補助金額		300万円	
研修内容(1. 研修経過の詳細 2. 研究成果発表の予定 3. その他)を記入)			
1. 研究経過の詳細			
(1) 研究テーマと目的			
コンテンツ利用許諾と使用料の徴収・配分の場面において、クリエイター(創作者)に正当な対価が還元されていないという「バリューギャップ問題」が指摘されている。			
「バリューギャップ(Value Gap)」とは、YouTubeのようなユーザアップロード型ストーリーミングサービスが音楽から得ている収益と、音楽を創作しているクリエイターや関連権			

提出先：所属学部長→学長→人事課

裏面につづく

利者に還元される収益とが不均衡であることを指す。国際レコード産業連盟(IFPI)によれば、サブスクリプション型ストリーミングサービスの Spotify は権利者らに対し、ユーザー1人当たり年間20ドル支払っているのに対して、YouTube は1ドル未満しか支払っていないという。このようなバリューギャップ問題は、音楽業界だけでなく、動画や写真、電子書籍などコンテンツ業界全体の将来を脅かしていると懸念されている。

コンテンツ業界におけるバリューギャップ問題は、使用料の徴収と配分の正確性・網羅性・透明性などが確保されていないことに起因するだけに、スマートコントラクトによる自動的で迅速な取引を支援するブロックチェーン(blockchain)技術を活用して、使用料の徴収と配分の正確性と効率性を図ることが可能であると思われ、その際の法的課題を検討する研究(2019年採択 科研費 基盤研究(C) 課題番号19K01425)をすでに進めている。

ところで現在のコンテンツ流通に欠かせないオンラインプラットフォームを考えると、著作権法等により保障されている著作者や実演家の報酬を効率的に徴収し公正に配分するために必要な、著作物の利用状況に関する正確な情報を把握することがますますむずかしくなっている。著作者と信託管理契約を結んでいる著作権集中管理団体であれば、著作物の利用許諾や使用料に関する情報を提供してくれるが、コンテンツから収益を得ているプロバイダやオンラインプラットフォームは、そのような義務がないからである。

伝統的に創作者保護の意識の強い欧州では、2019年4月17日の「デジタル単一市場における著作権等に関する指令(Directive (EU) 2019/790 of the European Parliament and of the Council of 17 April 2019 on copyright and related rights in the Digital Single Market and amending Directives 96/9/EC and 2001/29/EC)」の第19条第1項で、「加盟国は、著作者および実演家が定期的に、作品の活用方法、すべての収益および支払われるべき報酬に関連する最新で包括的な情報を入手することを保証する」として、「透明性の義務(Transparency obligation)」を加盟国に課している。

すでにコンテンツ利用許諾と使用料の徴収・配分の正確性・効率性・透明性を担保するためにブロックチェーン技術を活用する可能性と、その際の法的課題を検討しており、それと合わせて、1) 正確で効率的な対価還元の前提となる「情報透明性」を義務付けている欧州 DSM 指令に対する欧州各国の立法や政策の動き、そして2) 米国発多国籍オンラインプラットフォームの欧州域内におけるコンプライアンスに関する動きを、欧州現地にてリアルタイムで比較法的に検討することが、今回の研修の目的であった。

その結果、EUの11カ国16都市を訪問して国際研究ネットワークを開拓し、研究会発表や論文発表をすることができた。

## 2. 研究成果発表の詳細

今回の研修テーマに関連する研究成果を抜粋すると以下のようなものがある。

### (1) 論文

- 張睿暎「EUにおけるプラットフォーム規制とデジタルサービス法規則案の意義」獨協法学第115号（獨協大学法学部、2021年8月）211-244頁
- 張睿暎「欧州デジタル単一市場著作権指令第19条における透明性義務」獨協法学第116号（獨協大学法学部、2021年12月）211-233頁
- 張睿暎「欧州デジタル単一市場著作権指令第18条における適正かつ比例的な報酬の原則」獨協法学第117号（獨協大学法学部、2022年4月）199-218頁

### (2) 学会報告および研究会発表

- 張睿暎「EUにおけるプラットフォーム規制とデジタルサービス法(DSA)」第19回日本知財学会学術研究発表会【講演番号1B15】2021年11月27日於国立大学法人電気通信大学(オンライン開催)
- Yeyoung CHANG 'From Manga to Squid Game: Recent Copyright Issues under Japanese and Korean Law', Stockholm University European IP Law LLM Seminar, Stockholm University (LLM in European IP Law), 29 November, 2021 (Online)
- Yeyoung CHANG 'Text and Data Mining in the age of Data Economy - Copyright Law in the EU and Japan' University of Trieste and University of Udine joint seminar on Comparative Law(Udine-Trieste inter-university research doctorate in Law for innovation in the European legal area), 6 December, 2021@University of Trieste
- Yeyoung CHANG 'JAPANESE LEGAL SYSTEM: HISTORY AND SOURCES OF THE LAW - Japanese law, what it is and where it comes from?' , Comparative Legal Systems Seminar, Chair of Comparative Law, University of Trieste, 7 March, 2022@University of Trieste

### (3) 委員会活動

- 令和3年度文化庁「個人クリエイター等の権利情報登録窓口の構築及び権利情報データベースとSNSサイト等との連携に関する調査研究」に係る技術審査専門員(2021.7.)
- 令和3年度文化庁「デジタルプラットフォームサービスにおけるクリエイターへの対価還元に関する調査」に係る技術審査専門員(2021.9.)
- 令和3年度文化庁「デジタルプラットフォームサービスにおけるクリエイターへの対価還元に関する調査」有識者ヒアリング(2021.11.15.)

### 3. その他

本研修においては、新型コロナウイルスによる様々な制約にもかかわらず、上記に詳細に述べた研究成果以外にも、多くの成果をあげることができた。このような貴重な機会をいただいたことに、重ねてお礼を申し上げたい。